

令和5年6月8日

三重県知事 一見勝之殿

医療法人住所

津市高野尾町4956番地27

医療法人の名称

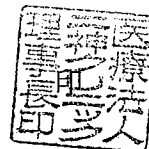
医療法人 二神クリニック

理事長

二神康夫

電話

059-230-2221

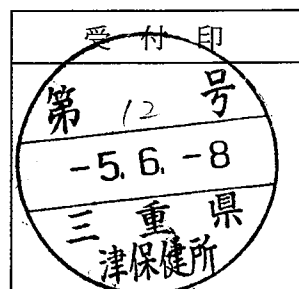


決算届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出ます。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 二神クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県津市高野尾町4956番地27
- (3) 設立認可年月日 平成15年11月25日
- (4) 設立登記年月日 平成15年12月 8日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 二神クリニック	三重県津市 高野尾町4956番地27	

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
該当	なし	

(3) 収益業務

種 類	実 施 場 所	備 考
該 当	な し	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和4年 5月31日 令和3年度決算の決定
- 令和4年 5月31日 理事及び監事の任期満了に伴う改選
- 令和5年 3月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号

0446

法人名 医療法人 二神クリニック

所在地 三重県津市高野尾町4956番地27

財 産 目 録

(令和5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	71,245千円
2. 負 債 額	8,602千円
3. 純 資 産 額	62,643千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	65,075
B 固 定 資 産	6,170
C 資 産 合 計 (A+B)	71,245
D 負 債 合 計	8,602
E 純 資 産 (C-D)	62,643

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※医療法人整理番号 0446

法人名 医療法人 二神クリニック

所在地 三重県津市高野尾町4956番地27

貸借対照表

(令和5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	65,075	I 流動負債	8,602
II 固定資産	6,170	II 固定負債	0
1有形固定資産	5,142		
2無形固定資産	879	負債合計	8,602
3その他の資産	149		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	14,200
		II 利益剰余金	48,443
		(繰越利益剰余金)	(48,443)
		純資産合計	62,643
資産合計	71,245	負債・純資産合計	71,245

※医療法人整理番号 0446

法人名 医療法人 二神クリニック
所在地 三重県津市高野尾町4956番地27

損益計算書

(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	119,935
2 事業費用	106,226
本来業務事業利益	13,709
II 事業外収益	8,887
経常利益	22,596
III 特別利益	0
税引前 当期純利益	22,596
当期純利益	22,596

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 二神クリニック

理事長 二神 康夫 殿

私は、医療法人 二神クリニック の令和⁴年会計年度（令和4年 4月 1日から令和5年 3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 5月20日

医療法人 二神クリニック

監事 二神 文子

